

令和7年8月27日

お知らせ

課名	危機管理課
担当	山本、栗原
内線	2220、2295
直通	086-226-7293

三井住友海上火災保険株式会社と「水災害時における 損害調査結果の提供及び利用に関する覚書」を締結します

県は、水災害時において、三井住友海上火災保険株式会社から罹災証明書交付に係る支援等を受けることができるよう、次のとおり覚書を締結することになりましたので、お知らせします。

記

1 概要

三井住友海上火災保険株式会社は、水災害時において、迅速な罹災証明書交付に向けて次の支援を行う。

- (1) 住民から提供を受けたデータ及び情報の提供
- (2) 火災保険の損害調査結果に関するデータ及び情報の提供
- (3) その他両者が合意したものの提供

2 覚書締結式

- (1) 日時 令和7年9月1日(月) 13時30分～14時00分
- (2) 場所 県庁3階 第2会議室
- (3) 出席者 三井住友海上火災保険株式会社 理事岡山支店長 澤田 悟恵
岡山県危機管理監 中川 担泰

3 その他

この覚書に基づき、市町村は県を通じて三井住友海上火災保険株式会社から迅速な罹災証明書交付に向けて資料提供を受けることができる。